



平成 30 年 10 月 18 日

各 位

会 社 名 エレコム株式会社  
代 表 者 名 取締役社長 葉田 順治  
(コード番号 : 6750 東証一部)  
問 合 せ 先 業務統括部 部長代理 中島 洋  
電 話 番 号 06-6229-1418

## ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 6 月 27 日開催の当社第 33 回定時株主総会において承認可決されました「取締役の報酬等及びストックオプションとしての新株予約権発行の件」に基づき、平成 30 年 10 月 18 日開催の取締役会において、新株予約権の募集事項の決定をし、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主様を重視した経営を一層推進することを目的として、当社及び当社の子会社の取締役（当社社外取締役を除く。）及び従業員に対し、金銭の払込みを要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

なお、当社取締役に対し新株予約権を付与することについては、ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。

#### 2. 新株予約権の名称

エレコム株式会社第 4 回新株予約権

#### 3. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

#### 4. 新株予約権の割当日

平成 30 年 12 月 19 日

#### 5. 新株予約権の割当対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役	5 名	500 個	当社従業員	174 名	2,746 個
当社子会社取締役	5 名	160 個	当社子会社従業員	137 名	1,336 個

#### 6. 新株予約権の行使請求受付場所及び払込取扱場所

##### (1) 新株予約権行使請求の受付場所

業務統括部

(又はその時々における当該業務担当部署)

##### (2) 新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社三菱 UFJ 銀行 大阪中央支店 大阪市中央区伏見町 3 丁目 5-6

(又はその時々における当該銀行の継承銀行若しくは当該支店の継承部店)

#### 7. 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 474,200 株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整し（1 株未満の端数は切り捨て）、当該時点で権利行使されていない新株予約権の合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合、株式の無償割当てを行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併、会社分割又は株式の無償割当ての条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、当該時点で行使されていない新株予約権を合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式数とする。

#### (2) 新株予約権の総数

4,742 個とする。（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、100 株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

#### (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき 1 株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数に乗じた価額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価格で新株式の発行又は自己株式の処分（時価発行として行う公募増資、ストックオプションとしての新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新株式発行前の 1 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の 1 株当たり時価」を「自己株式処分前の 1 株当たり時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合、株式の無償割当てを行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額の調整を行う。

#### (4) 新株予約権を行使することができる期間

平成 32 年 12 月 20 日から平成 35 年 12 月 19 日とする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

#### (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い、算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端

数は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

①権利を付与された者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた当初の新株予約権者において、これを行使することを要する。

②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。

③新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部の行使をすることができる。ただし、当社の1単元未満の株式を目的とする新株予約権の行使は認められない。

④その他新株予約権の行使の条件は、第33回定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得の条件

①新株予約権者が上記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

②当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

①合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

②吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

③新設分割

新設分割により設立する株式会社

④株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

8. 支配株主との取引等に関する事項

本件ストックオプションは、その一部につきまして、当社の代表取締役社長である葉田順治の近親者に割り当てられるため、支配株主との取引等に該当いたします。

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

当社は、2018年7月11日付コーポレート・ガバナンス報告書の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に従い、取締役会において審議のうえ、本件ストックオプションの発行を決定しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本件ストックオプションの割当は、株主総会で承認された発行条件の範囲において、社内で定められた基準及び手続に基づいて決議しております。また、権利行使価額その他の発行内容及び条件につきましても、一般的なストックオプションの内容及び条件から逸脱するものではなく、適正なものであ

ります。

(3)当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本件ストックオプション発行の取締役会の決議に際しては、平成30年10月17日に、支配株主と利害関係のない第三者である山下総合法律事務所の山下聖志弁護士より、①本件ストックオプションの目的は正当であり、その割当及び割当数は、予め定められた基準及び手続に従って決定され、支配株主の近親者であることによる影響を受けるものではないこと、並びに②本件ストックオプションの権利行使価額その他の発行内容及び条件につきましても、一般的なストックオプションの内容及び条件から逸脱するものではないことから、当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を得ております。

以 上